

## 決議 FAL.17(48)

2024 年 4 月 23 日採択

### 国際海上交通に従事する船舶における野生生物の密輸の防止および 抑制に関する改訂ガイドライン

簡易化委員会は、

同委員会が、第 46 回委員会において、『国際海上交通に従事する船舶における野生生物の密輸の防止および抑制に関するガイドライン』（FAL 5/Circ.50）を承認し、発行したことを想起し、

また、同委員会が、それぞれ第 46 回委員会および第 47 回委員会において、1965 年の国際海上交通の簡易化に関する条約の改正を採択し、不正な野生生物の密輸を含む不正な活動に対抗するための措置を勧告したことを想起し、

更に、不正な野生生物の密輸への取り組みに関する 2015 年 7 月 30 日付の国際連合総会決議 69/314、2016 年 9 月 9 日付の決議 70/301、2017 年 9 月 11 日付の決議 71/326、2019 年 9 月 16 日付の決議 73/334、2021 年 7 月 23 日付の決議 75/311、および 2023 年 8 月 16 日付の決議 A/77/L.99 を想起し、

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（通称：ワシントン条約）の下、動植物の標本の国際取引が種の存続を脅かさないことを確保するための締約国政府間の協定に基づく適用および決議を認識し、

また、海洋の安全に対する脅威となる特定の行為を検知し、抑止するためのすべての国および国際海上交通において運航に従事する船舶と港湾施設との間の協力を要請する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）、船舶及び港湾施設の保安に関する国際規則（ISPS コード）その他の規則の適用を認識し、

2017 年のジブチ行動指針（DCoC）のジェッダ修正案（the Jeddah Amendment）では、署名国および参加国に対し、海上におけるその他の違法行為のうち、海洋領域における国際組織犯罪を抑止するために最大限可能な範囲で協力することを要請していることに留意し、

陸上、航空および海上輸送を通じたあらゆる形態の違法な野生生物取引を防止し、かつ抑制する締約国政府を援助するために国際連合機関およびその他の国際機関が行なっている活動を念頭に置いて、

野生生物および野生生物由来製品の密輸を防止し、かつ抑制するには、絶滅のおそれのある

種の生存を確保し、違法取引による環境上、経済上、社会上の影響に対抗するための協調的な協力が必要であることを認識し、

また、野生生物の密輸や国際組織犯罪（移民の密入国や、武器密輸、マネー・ローンダリング、薬物密輸等）との間に密接な関係があること、並びに国際安全保障に対する脅威への世界的な対応を強化するため、国、小地域、地域、国際レベルでの取り組みの調整を強化する必要性があることを認識し、

不正な野生生物の密輸がもたらす脅威に対する意識を高めることなど、業界関係者が実施している対策を認識し、

生物多様性の固有の価値および持続可能な開発に対する多様な貢献を認識し、かつ締約国政府が協力し、違法取引によって野生動植物の国際取引が種の存続を脅かすことがないようにする必要性を認め、

船上における野生生物の密輸を防止かつ抑制するため、国際貿易の円滑化とリスク管理とのバランスをとる必要性を認識し、

1 本決議の附属書に定める『国際交通に従事する船舶における野生生物の密輸の防止および抑制に関する改訂ガイドライン』を採択し、

2 締約国政府に対し、2024年5月1日以降に改訂ガイドラインを実施するよう強く促し、

3 海事当局に対し、「海事サプライチェーンにおける野生生物密輸対策入門」に関するe-ラーニングコースの開始に続き、IMOのe-ラーニング・プラットフォームを含む利用可能なe-ラーニング・プラットフォームに参加するよう海上輸送利害関係者に呼びかけ、野生生物の違法取引に関する意識を高めるよう呼びかけ、

4 IMOと協議資格のある加盟国政府、政府間機関および非政府機関に対し、改訂ガイドラインの広範な普及と実施を確保するため、特に海運会社、海上輸送業者、船員、荷送人、運送業者、混載業者、その他の利害関係者の注意を喚起するため、改訂ガイドラインをできる限り広く配布するよう呼びかけ、

5 必要に応じて、加盟国政府に対し、改訂ガイドラインを実施するために国内法令の改正を検討するよう呼びかける。

6 第46回簡易化委員会の『国際交通に従事する船舶における野生生物の密輸の防止および抑制に関するガイドライン』（FAL 5/Circ.50）を取り消す。

## 国際海上交通に従事する船舶における野生生物の密輸の防止および 抑制に関する改訂ガイドライン

前文	6
略語	10
定義	11
1 国際海上輸送における違法な野生生物取引の概要	13
1.1 密輸の対象となる野生生物種	13
1.2 密輸犯が違法な野生生物を船上で隠匿するために用いる方法	14
1.2.1 コンテナ貨物	14
1.2.2 旅客クルーズ船	15
1.2.3 フェリー	15
1.2.4 RO-RO 船	16
1.2.5 ばら積み貨物	16
1.2.6 乗員	16
2 船舶における野生生物の密輸を防止、検知、報告する措置	16
2.1 主務官庁の職員による措置	16
2.1.1 野生生物の密輸に対する脆弱性の評価	17
2.1.2 港の警備	18
2.1.3 電子・自動システムの利用	18
2.1.4 野生生物犯罪に関する情報の収集	18
2.1.5 船舶の検査	19
2.1.6 乗客、手荷物、貨物の検査	20
2.1.7 省庁間、分野横断的、国際的な協力	21
2.1.8 捜査および訴追	23
2.1.9 捜査および訴追に関する追加措置	24
2.1.10 汚職の防止と抑止	24
2.1.11 教育と訓練	25
2.1.12 業界のベストプラクティス	25
2.2 企業の取り組み	26
2.2.1 セキュリティ強化およびリスク低減	26

2.2.2	報告	27
2.2.3	協力	27
2.2.4	研修および啓発活動	28
2.2.5	その他	28
付録 1	ワシントン条約および附属書	29
	ワシントン条約に関する文書の種類	30
	許可書	30
	証明書	31
	通知	31
付録 2	当局および海運業者が考慮すべき密輸手法の例	32
付録 3	違法取引の可能性を示すレッドフラグ	34
1	原産国および/または仕向国にそぐわない商品の出荷	34
2	重量と外観の不一致	34
3	疑わしい記述または曖昧な記述	34
4	貨物の価値の明細またはサイズとの不一致	34
5	疑わしい書類	34
6	複数の積み荷にまたがる貨物の分割	35
7	異常な航路（製品および宛先の観点から）	35
8	出港後の航路の変更	35
9	船荷証券の切り替え	35
10	正当な理由のない補償状の使用要請	35
11	自由貿易地域および無関税港の利用	36
12	真の荷送人または受荷主の情報の不開示	36
13	事業及び製品の最終仕様に関する消極的な情報提供	36
14	土壇場の通関手続きの要求	36
15	現金での支払	36
付録 4	参考資料	37
	野生生物の密輸とレッドフラグ	37
	安全とセキュリティに関する枠組み	38

---

輸送サプライチェーンにおける違法な野生生物取引やその他の不正取引を防止するための政府機関や企業の実力開発	39
汚職および内部通報	39
国際機関による情報—違法な野生生物取引の撲滅	40
地域機関—違法な野生生物取引の撲滅	40
各国の取り組み	40
共同ガイドライン	41

## 前文

国際海事機関（以下、「IMO」）は、『国際海上交通に従事する船舶における野生生物の密輸の防止および抑制に関する改訂ガイドライン』を策定した。

本改訂ガイドラインは、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（通称：ワシントン条約）事務局、世界税関機構（WCO）、国際連合（通称：国連）、国際熱帯木材機関（ITTO）等のさまざまな機関が発行した国際文書および勧告を補完し、船舶による野生生物の密輸を防止し抑制するための国際海上交通の円滑化に従事する者を支援することを目的としている。

IMO や関連団体は、国、地域、国際レベルでの海運業の規制を支援する国際文書の策定など、数多くの取り組みを行なっているが、海上貿易を通じて違法に野生生物を密輸する犯罪集団が合法的な国際海運サービスを著しく悪用している。本改訂ガイドラインは、海上輸送における違法な野生生物の密輸活動の検知、捜査、訴追に関する基本的な手順を規定し、野生生物の密輸が世界の経済および健全性を脅かさないための予防的措置を主眼としている。

本改訂ガイドラインは、船舶所有者、海運会社、海上輸送業者、荷送人、船員、乗客、主務官庁、その他船舶の運航に密接に関与する者の意識を高め、かつ関与を促すことにより、野生生物の密輸を防止し、これを撲滅するための追加的な手段としての役割を果たす。本改訂ガイドラインには、海上における野生生物の密輸の性質と状況、野生生物の密輸の防止、検知、協力的抑制に関する情報が記載してある。また、海洋領域における他の形態の国際組織犯罪およびその他の不正な活動の防止と対抗に関する指針を補完するためにも使用することができる。

本改訂ガイドラインは、国際、地域、国、港湾レベルで、主務官庁、海上輸送業者、荷送人、船員、その他の利害関係者間において、野生生物の密輸の防止および抑制に向けた協力および調整を促すことを目的とするものである。

IMO は、38,000 種を超える動植物に対してさまざまなレベルの保護活動を行なっているワシントン条約<sup>1</sup>との関連性を認識している。ワシントン条約の目的は、野生動植物の標本の国際取引が種の存続を脅かさないようにすることである。IMO はまた、違法な野生生物取引と国際組織犯罪との関連によって引き起こされた深刻な地球規模の生物多様性の危機を認識している。IMO は、違法な野生生物取引の課題に取り組むのために加盟国、地域機関および国際機関が行なっている活動を認識しており、こうした活動は今では国際的にも広く受け入れられている。

---

<sup>1</sup> <https://cites.org/eng/disc/species.php>

本改訂ガイドラインは、以下を支援する。

- .1 海事当局は、船舶における野生生物の密輸の防止および抑制に関する活動を官民間で調整すること。
- .2 主務官庁は、野生生物の密輸を防止、検知、阻止、調査に関する権限を行使すること。こうした機関には、税務官、税関職員、港湾警備当局、ワシントン条約管理当局、科学当局（野生生物、水産、木材）、法執行官（沿岸警備隊、国家情報機関、犯罪捜査機関）および入国管理官が挙げられる。
- .3 船舶所有者および海運会社は、船舶運航に関するデューデリジェンスを強化し、船上での野生生物の密輸を防止することを目的とした手順の採用または改善を検討すること。そのような手順は、船舶の種類、貨物、航路によって異なることがある。
- .4 船員、荷送人およびその他の海上輸送業者は、訴追につながる可能性のある犯罪行為としての野生生物の密輸に関する知識を深め、情報共有を強化し、不審な活動を報告すること。

国連は近年、野生生物の密輸を世界的な問題と位置付け<sup>2</sup>、加盟国が違法な野生生物取引に対処するための適切な措置を統合することを促すハイレベルの国際的な声明を複数採択した。国連条約は、地球規模の懸念事項に関する国際的行動を規定する原則を定めている。

海洋法に関する国際連合条約 (UNCLOS) は、共有責任に基づく共通の目的を達成するための前提条件として協力の原則を強調しており、本改訂ガイドラインを適用する上で基本的に重要である。野生生物の密輸に対する対策は、最終的には共同責任であり、海事サプライチェーンのすべての関係者を巻き込んだ統合的かつバランスのとれたアプローチが必要である。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約 (UNTOC) は、単一の司法管轄権を超える組織犯罪と闘うための措置を講じる必要性を指摘している。こうした措置には、国内犯罪の新設(組織的犯罪集団への参加、マネー・ローンダリング、汚職、司法妨害)、犯罪人引渡し、法律上の相互援助、法執行協力のための枠組みの採用、同様の犯罪と闘うために必要な

---

<sup>2</sup> 国連総会決議 69/314 (2015 年): <https://undocs.org/A/RES/69/314>  
国連総会決議 70/301 (2016 年): <https://undocs.org/A/70/301>  
国連総会決議 71/326 (2017 年): <https://undocs.org/A/RES/71/326>  
国連総会決議 73/343 (2019 年): <https://undocs.org/A/RES/73/343>  
国連総会決議 75/311 (2021 年): <https://undocs.org/en/A/RES/75/311>  
国連総会決議 77/325 (2023 年): <https://undocs.org/A/RES/77/325>

主務官庁の能力を構築または向上させるための訓練および技術支援の推進などが挙げられる。

腐敗の防止に関する国際連合条約 (UNCAC) は、さまざまな形態の汚職を根絶するために、公的部門と民間部門の双方を対象として締約国が講じるべき措置を規定しており、これも本改訂ガイドラインと一致している。

不正な野生生物の密輸への取り組みに関する国連総会決議 A/RES/69/314 は、加盟国に対し、「不正な野生生物・野生生物由来製品の密輸など、環境に影響を与える犯罪の深刻な課題を防止し、対抗するための効果的な措置を講じる」よう奨励している。同決議は加盟国に対し、組織的犯罪集団が関与する野生生物の密輸を重大な犯罪として扱い、マネー・ローンダリング対策を実施し、国レベルの省庁間野生生物犯罪タスクフォースを創設し、司法手続きと取り締まりを強化し、汚職防止・対策、絶滅の危機に瀕した野生生物の需要を削減するよう求めている。

本改訂ガイドラインは、違法な野生生物取引の壊滅的な影響を認識し、違法な野生生物取引に対抗するために輸送業界に適用されるコミットメントを確立する United for Wildlife の輸送タスクフォースのバッキンガム宮殿宣言<sup>3</sup>の下、世界的な取り組みを認識するものである。

本改訂ガイドラインは、船舶及び港湾施設の保安に関する国際規則 (ISPS コード) を通じた IMO の貢献を考慮したものである。これは、海上における人命の安全のための国際条約 (SOLAS) の締約国政府、港湾当局および海運会社が遵守しなければならない国際海運に関する包括的かつ義務的な保安体制を実現するものである。そうすることで、野生生物の密輸を含む犯罪行為を検知・防止するための港湾警備システムが強化される。

本改訂ガイドラインは、国際貿易の安全確保及び円滑化のための WCO 基準の枠組み (SAFE 基準の枠組み) の精神を反映し、その側面を取り入れている。SAFE 基準の枠組みは、税関と企業のより緊密なパートナーシップの重要性を認識しつつ、現代的なサプライチェーンの警備基準と国境を越えて移動する物品の管理を確立する国際的な手段である。SAFE 基準の枠組みは、円滑化と管理のバランスをとりつつ、世界的な貿易のサプライチェーンの安全性を促進する。

加えて、本改訂ガイドラインは、ジブチ行動指針 (DCoC) のジェッダ修正案 (the Jeddah Amendment) に沿ったものであり、同修正案は、署名国に対し、海洋分野における国際組

<sup>3</sup> <https://www.wcoomd.org/-/media/wco/public/global/pdf/topics/enforcement-and-compliance/activities-and-programmes/environmental-crime/united-for-wildlife/ufw-transport-taskforce-buckingham-palace-declaration.pdf?la=en>



織犯罪を抑止するために可能な限り協力を要請するものである。これには、武器密輸、麻薬や向精神薬の密輸、違法な野生生物取引、その他の犯罪行為が挙げられる。

上記の国際文書は相互に補完し合うため、その内容に精通することが望ましい。こうした国際文書の関連規定は、関連する授權法に支えられて、国や地域の政策、プログラム、計画に組み込まれるべきである。

ワシントン条約締約国は、ワシントン条約の許可制度を効果的に実施するために、適切な手続きとともに、管理当局、科学当局、執行機関を指定している。したがって、IMO 加盟国は、野生生物の保護および各国の絶滅危惧種の保護状況を強化し、違法な野生生物取引に対抗するために、可能な限り、既存の法律を検討、制定、改正、または適合させるよう奨励されている。企業はまた、海上輸送における違法な野生生物取引を防止するために、既存のインフラおよび運用上の枠組みを検討し、強化するよう奨励されている。

また、本改訂ガイドラインの作成にあたっては、さまざまな管轄区域での慣行や、TRAFFIC、国連開発計画（UNDP）、United for Wildlife、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、世界自然保護基金（WWF）、産業界などの出版物や資料からも貴重な情報を得ることができる。関連するガイダンスのリストを付録 4 に添付する。

**略語**

CITES	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（通称：ワシントン条約）
FATF	金融活動作業部会
IMO	国際海事機関
UNODC	国連薬物・犯罪事務所
UNCLOS	海洋法に関する国際連合条約
WCO	世界税関機構

## 定義

**船荷証券:** 海上運送契約および運送業者による貨物の引き取りまたは積み込みを証明する書類であって、当該書類の引渡しと引き換えに、運送業者が当該貨物を引き渡すことを約束するもの。貨物は、書類にて指定された人物の指図、または書類の所持人の指図により引き渡される。

**主務官庁:** 本改訂ガイドラインでは、そのような機関としては、港湾当局/規制当局、海事当局、税関職員/税務官、ワシントン条約管理当局/科学当局(水産、野生生物、木材)、国家情報機関、金融情報機関、獣医療機関、国立博物館、沿岸警備隊、犯罪捜査機関、司法長官/検察機関および司法機関がある。

**荷受人:** 運送契約、運送書類または電子運送記録に基づいて物品の引渡しを受ける権利を有する者。

**コントロールドデリバリー<sup>4</sup>:** 犯罪の捜査および犯罪の実行に関与した者の特定を目的として、主務官庁の知見および監督の下で、不正な貨物または疑わしい貨物が1つ以上の国の領域から出たり、その領域を通過したり、その領域に入ったりすることを認める特別な捜査手法。

**海上輸送業者:** 本改訂ガイドラインでは、このような事業者として、船舶所有者、海運会社、船舶代理業者、港湾施設運営者、ターミナル運営者、運送業者、通関業者、貨物混載業者、コンテナ・フレート・ステーション、空倉庫等が挙げられる。「企業」および「海上輸送業者」という用語は、同じ意味で使用してもよい。

**レッドフラグ:** 本改訂ガイドラインでは、これは兆候および警告であり、明示的または暗示的であることもあり、何かが「正しくない」ことを示唆し、さらなる調査を必要とするもののこと。

**出荷:** 単一の船荷証券の下、貨物を輸送する行為。

**荷送人:** 船荷証券、海上運送状または同等の複合一貫輸送書類(例:「通し」船荷証券など)に荷送人として記載されている法人または個人、および/または(その名義もしくは代理で)運送会社と運送契約を締結している法人または個人。

---

<sup>4</sup> <https://www.unodc.org/e4j/en/organized-crime/module-8/key-issues/special-investigative-techniques/controlled-deliveries.html>

**野生生物の密輸:** 本改訂ガイドラインにおいて、「密輸」とは、輸出を制限する国際法および原産国の国内法令に違反して、輸出、再輸出、積み替えおよび輸入の形態で野生生物の違法な輸送または取引を行なうことをいう。本改訂ガイドラインにおいて、「野生生物の密輸」は、「違法な野生生物取引」と同義である。

**野生生物:** 本改訂ガイドラインでは、生きているか死んでいるかを問わず、野生動植物のすべての種、それらの種の一部および派生物であって、ワシントン条約の下で国際取引が規制されているもの、国際法の下で保護されているもの、並びにそれらを実施する国内法令の下で輸出が制限されているものを指す。

**野生生物の取引:** 本改訂ガイドラインでは、野生生物の商取引を指す。

## 1 国際海上輸送における違法な野生生物取引の概要

野生動植物の取引は、食品、家具、ファッションから医療、ペット、動物園に至るまで、複数の産業を包含する広大なビジネスである。取引の大部分は合法的であり、国内および国際的な法的手段、並びにこうした法的手段を実施する国内法によって管理されている。国際レベルでは、野生生物の取引を管理する主要な条約は、ワシントン条約（付録1を参照）である。

野生生物、特に伝統医療、高級家具、装飾品、エキゾチックペットとして利用される種に対する需要が高まっており、年間2000億ドル以上の価値のある違法な市場に拍車をかけている<sup>5</sup>。野生生物の密輸は、偽造品の密輸、薬物の密輸、人身売買に次ぐ4番目に大きな違法取引とされている。違法な野生生物取引は、物流と輸送の集約的な活動である。違法に取引される高価値な野生生物は航空輸送されることが多いとはいえ、全体量で見ると、海上輸送が好まれる輸送方法のようである。海上輸送は密輸犯にとって、検知されずに大量の野生生物を密輸するための費用対効果の高い機会を提供するからである。世界的な貿易の90%は海上輸送であり、検査を受けるコンテナは2%に満たない<sup>6</sup>。これらの量を考慮すると、取り締まりは、他の国や地域の対策の中でも、情報に大きく依存している可能性がある。

密輸犯の大多数は、合法的な野生生物取引を悪用して、正当な商品と不正な商品を混合する。野生生物の密輸と、マネー・ローンダリング、金融犯罪、汚職などの他の形態の重大犯罪との間には共通点があるという証拠がある。密輸犯は、国際海運を通じた不正な薬物の密輸と同様の手法を野生生物の密輸に用いている。

密輸された野生生物のほとんどは貨物の中で発見される可能性があるが、乗客が身に付けた荷物に入れたりして野生生物を密輸する事例もある。したがって、本改訂ガイドラインにはクルーズ船の乗客に対する勧告も記載してある。

### 1.1 密輸の対象となる野生生物種

38,000種以上の野生生物種<sup>7</sup>が、ワシントン条約の附属書I、II、IIIに、それぞれ、国際取引により現在絶滅の危険にさらされている種、取引が規制されない場合に将来絶滅の危機にさらされる可能性がある種、または一国で保護されているために取引を規制する必要がある種のいずれかとして掲載されている（付録1を参照）。海上輸送経路を利用して違法に取引される野生生物には通常、木材、象牙、センザンコウの鱗、フカヒレ、ナマコ、タツノオトシゴ、貝殻、大型ネコ科動物の骨や爪、シャコ貝、サイの角などの乾燥動物製品、アロエ、ア

<sup>5</sup> <https://gfintegrity.org/report/transnational-crime-and-the-developing-world/>

<sup>6</sup> <https://www.unodc.org/lpo-brazil/en/drogas/global-container-control-programme-ccp.html>

<sup>7</sup> <https://cites.org/eng/disc/species.php>

メリカニンジン、その他の植物由来の医薬品などの乾燥植物など、一般的に取引される種に由来する保存性の高い製品が挙げられる。このような製品は生の状態で輸送されることが多いが、出荷前に加工されている場合もある。爬虫類、鳥類、哺乳類などの生きた動物も、フェリーやばら積み貨物船を介して近距離で国際輸送されることが知られている。

野生生物の中には、(ワシントン条約または輸出を制限する特定の国内法により) 国際的な商業取引が完全に禁止されているものもある。密輸犯がそのような野生生物を密輸する唯一の方法は、それらを隠し、正当な商品と偽って申告することである。合法的に取引できる野生生物に関しては、ワシントン条約および関連する国内規制の遵守を証明する適切かつ必要な許可書または要件の提供が欠く場合、違法となる。

## 1.2 密輸犯が違法な野生生物を船上で隠匿するために用いる方法

どの国も違法な野生生物取引の供給源、中継地、仕向地になりうる。野生生物の密輸ルートは、法執行機関による検知や阻止を避けるために時間とともに変化しているが、違法な野生生物取引に関する最新情報を活用して、密輸のパターン、ルート、方法をよりよく理解することは、効果的な情報を構築し、高リスク地域での取り締まりに的を絞る、関係者が違法な野生生物取引に関連するリスクをより効果的に軽減できるよう支援する上で不可欠である。

船舶は野生生物の密輸に誤用され悪用される可能性がある。密輸犯がよく使う方法として以下のものが挙げられる。

### 1.2.1 コンテナ貨物

誤申告：

商品は、違法な野生生物を隠すため、別の合法的な商品として申告される。違法な野生生物取引を隠蔽するために、価値の低い合法的な製品や減税の恩恵を受ける合法的な製品がよく利用されている。これらには、以下のようなものがある。

- .1 他の合法的な製品の中に隠されている。
- .2 コンテナ内の秘密裏に作られた区画に隠されている。
- .3 類似種と混在されている。これは、同じ分類の種が、保護レベルや取引要件が異なるライセンスや許可を与えられた場合に起こる。取引が完全に禁止されているか、特別な許可が必要な野生生物は、より簡単に取引できる類似種と一緒に密輸され、法執行機関にとって正確な識別が非常に困難になっている。

特定の許可を必要とする種の取引を不正に合法化するための偽造または改ざんした許可書やその他の文書の使用：

ワシントン条約の対象となる標本の取引に必要な許可書および証明書には、輸出許可書、輸入許可書、再輸出証明書、条約適用前証明書、原産地証明書、繁殖証明書、海からの持ち込みの証明書などがある。不正行為としては次のようなものがある。

- .1 意図的な書類上の虚偽情報の申告：商品の配送を委託する関係者は、(生物種、数量、原産地、価額について)虚偽の情報を提供することによって意図的に誤った申告をすることがある。これにより、貨物が注目される機会を減らしたり、納税額を減らしたり、不正に貨物を輸出割当量に適合させたりできる。
- .2 文書発行後の変更：承認されていない取引を可能にするため、情報が変更される。
- .3 文書の偽造：偽造許可書、時には非常に高品質のものが、標本の取引に不正利用される。
- .4 文書の再利用またはコピー：同じ許可書が複数回使用または複製される。
- .5 期限切れの書類：有効期限が切れた許可書が使用される。
- .6 盗難された書類：ワシントン条約の対象である野生生物の取引に、盗難された許可書が利用される可能性がある。または許可書が紛失、破損、盗難に遭ったと偽って申告し、その代替書類が野生生物の取引に利用されることがある。
- .7 情報の隠蔽：密輸犯は、ダミー会社を使用し、不完全または不正な出荷書類を提供することによって、船荷証券の真の荷送人や、荷受人、所有権、出荷に関連するビジネス活動などを隠蔽しようとする。

### 1.2.2 旅客クルーズ船

野生生物は乗客の手荷物の中に隠されていたり、乗客が身に付けて隠していたりする可能性がある。

### 1.2.3 フェリー

野生生物は乗客の手荷物の中に隠されていたり、乗客が身に付けて隠していたり、または車内に隠されていたりする可能性がある。

#### 1.2.4 RO-RO 船

野生生物は車両の中に隠されていることもあれば、車両のコンパートメントの中に隠されていることもある。

#### 1.2.5 ばら積み貨物

野生生物は他の合法的な製品の中に隠されている可能性がある。

#### 1.2.6 乗員

乗員が、野生生物を個人所有物の一部として、または身に付けて隠す可能性がある（密輸事例については付録 2 を参照）。

### 2 船舶における野生生物の密輸を防止、検知、報告する措置

官民双方の当事者は、国際海上輸送に従事する船舶における違法な野生生物取引への対抗に貢献することができる。本セクションでは、野生生物の密輸防止、検知、抑制に協力するために、主務官庁や企業が実施できる行動と措置について説明する。

#### 2.1 主務官庁の職員による措置

主務官庁の職員は、外国を出入国する全船舶に関して一定の義務を負う。

沿岸国の政府機関の中には、野生生物の調査のため、自国の国内法により、自国の港に入港したり、沿岸国の領海を通過したり、領海内に留まったりする外国旗国の船舶に乗船し、船舶のあらゆる部分を検査し、調査する権限を与えられている場合がある。政府機関は、接続水域において、自国の領土または領海内における沿岸国の関税および財政に関する法令の侵害を防止するために必要な取り締まりを行なう権限を与えられる場合もある。そのような手続は、それぞれの国内法によって異なるが、常に UNCLOS の規定と一致していなければならない。

沿岸国の政府機関の中には、自国の国内法により、(外国籍船舶の場合)旗国の許可があれば、領海または接続水域の海上に所在する疑わしい船舶に乗船し、搜索する権限を有するものもあり、こうした法律および権限は常に UNCLOS の規定に合致していなければならない。



### 2.1.1 野生生物の密輸に対する脆弱性の評価

関係主務官庁は、以下の措置を講じるよう奨励されている。

- .1 リスクが高く、違法貨物を収載している可能性の高い貨物を、出荷港またはその前のサプライチェーンにおいて可能な限り早期に特定するリスクプロファイリングシステムを確立する。同システムは、不審なコンテナ、貨物または乗客を識別するさまざまなリスク指標を使用する。この評価基準には、品目コード、原産国、貨物の仕向地、許可の指標、価格、取引業者、遵守の水準、関税地域における滞在目的、財政上の影響、取引業者の財務状況、違法な野生生物取引に関与している港湾、違法な野生生物取引に関与している不審な会社または船舶などが挙げられる。
- .2 提出文書の真正性または正当性を確認する。これは、提出された書類が本物か偽造されたものか、野生生物の密輸に関連する出荷によく見られる項目や細目が当該書類に含まれているかどうか、完全な積荷目録とその他の取引書類との不一致、書類と一致しない積み荷の重量や密度または外観の不一致、ワシントン条約の許可書または証明書との不一致、出荷元や仕向地と積み荷または船舶の常識的な貿易経路の不一致、書類の不足を識別するための検証プロセスである。
- .3 可能な場合には、積載済みコンテナの総重量の義務的な点検を考慮に入れ、申告された総重量と実際の積載済みコンテナの総重量との間に不一致があるかどうかを確認する。
- .4 効果的なリスク評価の仕組みを構築するため、最近の押収状況や傾向やその他の関連データに基づいてデータベースを定期的に更新する。
- .5 船舶に野生生物の積み荷が積載されており、その種が特定できる場合には、その種が取引制限の対象となっているかどうか、取引可能かどうか、適切な文書が提供されているかどうかをワシントン条約の附属書から確認する。
- .6 船舶の設計図を要請し、最近の構造調整や再構築の有無を尋ねる。疑わしい場合は、実地検査を計画する。

## 2.1.2 港の警備

主務官庁は、次のことを行なうよう奨励されている。

- .1 国内の法的枠組みを強化し、透明性を促進し、港湾区域内にある自由貿易地域の違法な野生生物取引に悪用されるのを抑止するための措置を講じる。
- .2 港湾施設保安計画を見直し、ISPS コードに規定されている本来の目的を損なうことなく、野生生物の密輸の防止と抑制を強化するために調整できる方法を検討する。
- .3 ISPS コードに従って実施する港湾施設、船舶および貨物へのアクセスの効果的な管理は、野生生物の密輸の防止にも貢献することを想起する。

## 2.1.3 電子・自動システムの利用

書類の送信および/または事前の通関手続きに安全な電子システムの使用は、業務の透明性を向上させ、不正行為の速やかな検知を促進させます。したがって、主務官庁は、以下の措置を講じるよう奨励されている。

- .1 迅速な通関手続きを促進し、相互運用性を確保する、安全で標準化された電子通関システムを確立する。こうしたシステムを利用することで、リアルタイムで出荷を追跡し、異常や潜在的な不正を検知することが可能となる。
- .2 ワシントン条約の管理に関連するものを含む、他の港湾運営システムと統合された安全な Maritime Single Window (シングルウィンドウ) を確立し、港湾利用者が単一のエントリーポイントを通じて書類を電子的に提出できるようにして、船舶、乗員、乗客、貨物の通関手続きを迅速化する。
- .3 偽造文書の使用を抑止するため、(ワシントン条約締約国に対して) ワシントン条約の許可書を発行するための電子システムを確立する。さらに、関連する港湾システムと同様に、シングルウィンドウとの統合も検討する。

## 2.1.4 野生生物犯罪に関する情報の収集

野生生物犯罪に関する情報の収集には、野生生物の密輸などの犯罪に対抗する上での戦術的、運用的、戦略的な情報評価を作成するために使用できる情報の収集、照合、分析を伴う。国内法に従って有用な情報のデータベースの構築を促進するために、さまざまな措置を講じることができる。主務官庁は、以下の措置を考慮するよう奨励されている。

- .1 さまざまな関連機関の税関職員や法執行官で構成される専門の合同港湾情報ユニットを設置し、情報の収集と分析を行なう。
- .2 データベースを構築し、過去の押収とリスク指標に関する記録を定期的に更新する。<sup>8</sup>
- .3 野生生物の密輸事例の報告を奨励するため、主務官庁、海上輸送業者、荷送人、船員、その他の利害関係者の中で情報を共有するネットワークを構築する。
- .4 不審な活動の報告を匿名で提出することを認める制度を含め、情報の確認や違法な野生生物取引の阻止を促進する情報受領の仕組みを構築する。
- .5 次の事項を含む不審な船舶活動のデータベースを構築し、更新する。<sup>9</sup>
  - .1 不審な船舶の移動パターン（予期せぬ説明のつかない迂回、到着の長期遅延など）
  - .2 船舶の自動識別システムのトランスポンダーがオフになり、船が一時的に消失する（行方不明になる）こと
  - .3 呼びかけに応答しない船舶
- .6 野生生物の申告の有無にかかわらず、高リスク地域から提出された書類を精査する。

### 2.1.5 船舶の検査

船舶が不審であると特定された場合には、船舶検査を実施する権限を有する主務官庁は、次の措置を講じるよう奨励されている。

- .1 検査を実施するため、国の合同港湾管理ユニットを調整する。
- .2 検査の効率化を促進するために標準的な運用手順を導入し、適切な手順とプロセスが守られていることを確認する。
- .3 船舶を港の安全な場所に護送する。
- .4 そのエリアを封鎖する。
- .5 船舶を監視する。

---

<sup>8</sup> 指標のリストについては付録3を参照。

<sup>9</sup> その他の指標については付録3を参照。

- .6 船舶のアクセス制御システムを確立する。
- .7 船舶内の在庫確認を実施する。
- .8 野生生物が発見された場合は、関連する国家機関と連絡を取り、必要な許可書または証明書を持って輸出入されていることを確認する。

税関行政に關与する沿岸国の主務官庁は、サプライチェーンの安全対策を損なうことなく、通過措置の実施を奨励すべきである。したがって、主務官庁は、UNCLOS を含む国際法に従って、輸送中の疑わしい船舶の検査を促進するための協力協定を確立するよう奨励されている。あるいは、コントロールドデリバリー手法(「定義」を参照)を採用することもできる。

### 2.1.6 乗客、手荷物、貨物の検査

主務官庁は、確立された標準運用手順に従って検査を実施するよう奨励されている。また、以下の対策を検討するよう奨励されている。

- .1 コンテナ、貨物、手荷物の検査を可能にするスキャナ、X線装置、放射線検出器などの非侵入型検査機器を採用または設置する。
- .2 旅客手荷物と貨物には探知犬を使用する。
- .3 可能な場合には、コンテナ内の貨物をリスクプロファイリングシステムの対象とし、その後コンテナをスキャンする。
- .4 スキャン画像または探知犬により異常を検知した場合は、コンテナ内の貨物を物理的検査にかける。可能な場合には、コンテナの検査用に制限された特別安全区域を指定する。
- .5 乗客に生体認証システムを使用する。
- .6 野生生物を含むと申告された貨物については、輸送される野生生物が文書化されており、他の合法的な製品と一緒に隠されていないことを確認するために、許可書または証明書を確認する。
- .7 違法な野生生物取引が疑われる場合には、動物検疫および植物検疫を担当する政府機関、および貨物に対して特定の検査を行なうその他の当局は、法執行機関の担当者と協力するよう奨励されている。
- .8 可能な場合には、違法な野生生物の貨物の受領者に対して、コントロールドデリバリー手法(「定義」を参照)を適用する。

- .9 乗員からの供述を入手して記録し、証拠写真やビデオを撮影し、証拠および/または証拠品を確保して保護する。生きている野生生物が発見された場合、各国のワシントン条約当局と協議の上、野生生物を保護・保全するための措置を講じる。

### 2.1.7 省庁間、分野横断的、国際的な協力

さまざまな政府機関の職員で構成される合同港湾管理ユニットや情報ユニットを設立することで、野生生物の密輸やその他の重大な関連犯罪の防止、検知、検査、捜査、阻止、訴追能力を高めることができる。こうしたユニットは、不審な貨物に関する情報および情報の安全な交換システムを提供する。

これが行われていない場合には、海事当局は、そのような合同タスクフォースまたは担当官ユニットの設立に着手し、可能な場合には、活動を調整するよう奨励されている。

したがって、主務官庁は、国内の省庁間協力の枠組みに参加するよう奨励されている。こうした機関には以下のものが挙げられる。

- .1 諜報機関
- .2 税関/税務当局
- .3 港湾当局または規制当局
- .4 海事当局
- .5 ワシントン条約当局 (水産、野生生物、木材の所管機関)
- .6 獣医療機関
- .7 犯罪捜査班
- .8 法医学研究所
- .9 検察関係当局
- .10 司法関係当局
- .11 金融情報機関
- .12 国立博物館

主務官庁は、国内の法的および制度的な枠組みの強化を支援し、野生生物の密輸の防止、検知、阻止、捜査、訴追に関する情報共有を促進するために、地域的および国際的な機関または団体と協定を締結するようさらに奨励されている。

こうした機関の中には、密輸犯の捜査と特定のために、コントロールドデリバリー手法の実施を促進する情報を提供するものもある。こうした地域機関および国際機関には、次のものが挙げられる。

- .1 ワシントン条約 (CITES)
- .2 国際刑事警察機構 (INTERPOL)
- .3 国際熱帯木材機関 (ITTO)
- .4 地域の警察関連団体
- .5 金融活動作業部会 (FATF)
- .6 世界税関機関 (WCO)

主務官庁は、専門知識、情報、レッドフラグや指標に関する最新情報、違法な野生生物取引に関するベストプラクティスを共有することを目的とした地域的・国際的イニシアティブに参加するようさらに奨励されている。こうしたイニシアティブとして、野生生物犯罪と闘う国際コンソーシアム (ICCWC)、United for Wildlife 輸送タスクフォース、United for Wildlife 金融タスクフォース、ルサカ協定タスクフォース (Lusaka Agreement Taskforce)、地域ごとの野生生物情報交換プラットフォーム (例：EU-TWIX, AFRICA-TWIX, SADC-TWIX, EASTERN AFRICA-TWIX など)、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) の「環境に影響を及ぼす犯罪に関するグローバルプログラム (Global Programme on Crimes that Affect the Environment)」などが挙げられる。

主務官庁は、情報交換と共有を強化するために、非公式のネットワークや、地域ごとの海上に関する情報センター、軍事情報とのネットワークを構築するようさらに奨励されている。主務官庁は、サプライチェーンの安全および国際貿易における効率性の向上を促進するために開発されたプログラム、不正取引の抑制に関連するプログラム、世界的なマネー・ローンダリング防止やテロ資金対策に関連するプログラムを含む、地域、国際、政府間のプログラムを検討、採択、実施するよう奨励されている。このようなプログラムには、WCO の

SAFE 基準の枠組み<sup>10</sup>、経済協力開発機構の「不正取引に対抗する OECD の法的手段に関する理事会の勧告 (Recommendation of the Council on Countering Illicit Trade)」、世界的なマネー・ローンダリング防止およびテロ資金対策の基準に関する FATF 勧告、UNODC-WCO コンテナコントロールプログラム (CCP) が挙げられる。

### 2.1.8 捜査および訴追

主務官庁は、野生生物の密輸の捜査と訴追を促進するために、国内法の範囲内で犯罪を規定するよう奨励されている。さらに、以下の措置の実施を検討するよう奨励されている。

- .1 動植物種を絶滅危惧種または非絶滅危惧種に類別または分類する。
- .2 国内法に基づいて犯罪を規定し、相応の刑罰を定めること。可能な場合には、国境を越えた取り組みを促進するため、地域的な整合性も考慮に入れる。
- .3 絶滅危惧種や絶滅の危機に瀕している種に関わる犯罪に対する厳格な罰則を規定する。
- .4 国境を越えた捜査と訴追を促進する。
- .5 捜査と訴追、証拠の収集と保存を円滑に行なうための標準的な運用手順 (すぐに参照できるガイドまたはマニュアル) を策定する。このような手順には、証拠物件の回収に関するガイドラインも含む。
- .6 法執行機関に対し、金融調査を実施、銀行口座へのアクセスおよび凍結する権限を与える。
- .7 可能であれば、国内のワシントン条約当局に、違法な野生生物取引の代理訴追を行なう権限を与える法律を制定する。
- .8 事例管理システムとパートナー国との情報共有手段を開発する。これにより、国境を越えた差し押さえが容易になる。

---

<sup>10</sup> 補助ツールには、「認定事業者 (AEO) 検証ガイド (AEO Validator guide)」、「相互承認協定戦略ガイド (Mutual recognition arrangement/agreement strategy guide)」、「事前申告制度 (ACI) 実施ガイドライン (Advance cargo information implementation guidelines)」、「統合サプライチェーン管理ガイドライン (更新版) (Integrated supply chain management guidelines)」、「業者識別番号に関するガイドライン (Guidelines on trader identification number)」、データ分析ハンドブックが挙げられる ([http://www.wcoomd.org/en/topics/facilitation/instrument-and-tools/frameworks-of-standards/safe\\_package.aspx](http://www.wcoomd.org/en/topics/facilitation/instrument-and-tools/frameworks-of-standards/safe_package.aspx) を参照)。

- .9 野生生物の密輸に関連する付随的かつ初期段階の犯罪に対する罰則を規定する既存の国内法を検討、改正し、適応させる。

#### 2.1.9 捜査および訴追に関する追加措置

主務官庁は、以下を含む野生生物の密輸の抑制に関連する更なる措置を検討し、採択し、および/または実施するよう奨励されている。

- .1 違法な野生生物取引による利益を特定し、犯罪収益と関連資産を回収するために資産没収を追求する。
- .2 犯人を追跡し、他の形態の不正または違法な活動との関連性を特定するために、並行して財務調査を実施する。
- .3 前提となる野生生物犯罪の特定を裏付ける付加的証拠を収集する。
- .4 違法な野生生物取引の犯人の捜査と訴追を円滑に行なうため、司法共助と犯罪人の身柄引き渡しに関する二国間協定を強化する。
- .5 中央銀行または銀行協会間の協力体制を確立することにより、顧客の把握を支援するため、国の金融調査部門を強化する。
- .6 犯罪ネットワークの他のメンバーを特定するのに役立つ監視にリソースを割り当てる。
- .7 さまざまな介入措置の調整と調和を促進し、情報共有のためのプラットフォームを提供するために、政府機関と海上輸送サービスを提供する企業の双方を含む協力的な枠組みを確立する。

#### 2.1.10 汚職の防止と抑止

主務官庁は、汚職の撲滅に関連する既存の国内法を検討し、改正し、実施するよう奨励されている。この目的のため、主務官庁は、以下の措置を採用し、実施するよう奨励されている。

- .1 機密性および必要な場合には匿名性を維持する必要性を考慮しつつ、汚職の申立てに関する報告書を公的部門および民間部門の双方に提出するための安全な制度を確立する。
- .2 独立した調査を促進し、可能な場合には、証人を保護する機会を与える。



- .3 禁止命令、当局の調査、訴追、課徴金、解雇、収監などのプロセスを考慮しつつ、汚職公務員の処遇に関する国内法を実施する。

### 2.1.11 教育と訓練

野生生物の密輸の防止、検知、訴追に関与する主務官庁の継続的な訓練が奨励され、実施されるべきである。リスクプロファイリングシステムに配属された職員は、最新のリスク指標を常に把握するため定期的に訓練を受けることも要求される。コンテナ貨物の画像分析に配属された職員は、密輸された野生生物を隠匿するさまざまな方法に関する情報を最新の状態に保ち、特定できるように、定期的に訓練を受けるべきである。港湾区域内で働く税関職員/税務官および法執行官は、ワシントン条約による規制、検知方法、同定方法、コンテナ・貨物・手荷物の効果的な検査方法、密輸された野生生物の押収、野生生物の法医学的サンプリングに関する定期的な訓練を受けるべきである。可能な場合には、コンテナ・貨物・手荷物中の野生生物を検出するよう訓練された犬の使用を考慮すべきである。港湾区域内に拠点を置く法執行機関に対して、港湾警備、船舶警備、貨物警備に関する継続的な訓練を実施すべきである。主務官庁の法執行官は、新たな隠匿方法に関する定期的な訓練を受けるべきである。

主務官庁は、野生生物の密輸事案の防止、特定および報告に関する官民合同の訓練または能力向上フォーラムの開催を検討するよう奨励されている。主務官庁はまた、船員、海上輸送業者、荷送人、その他の海上輸送の利害関係者に対し、野生生物の密輸の観点および違法な野生生物取引の抑制における役割について、能力向上フォーラムを開催するよう奨励されている。

港湾区域内に拠点を置く主務官庁に対して、汚職防止措置と報告に関する定期的な研修を実施するよう奨励されている。

ノウ・ユア・カスタマー (Know your customer) の原則に関する研修は、主務官庁が違法な野生生物の取引やその他の違法行為に関連する顧客の身元を確認するのに役立つ。

### 2.1.12 業界のベストプラクティス

主務官庁は、以下のツールの利用を含め、官民協力および省庁間協力に関するベストプラクティスを共有するためのメカニズムまたはそれを可能にする環境を構築するよう奨励されている。

- .1 情報共有用のポータル (付録 4 のリンクを参照)
- .2 特定組織のホットライン

- .3 ベストプラクティスと成果を紹介し、複数機関のコラボレーションを強化するメディアプラットフォーム

主務官庁は、更に次のことを実施するよう奨励されている。

- .1 関連する民間セクターの利害関係者の意識を高めるため、ウェブサイトの更新、ジャーナル、ニュースレター、出版物、国内メディアなどのプラットフォームを利用して、押収に関するメディア報道を強化する。
- .2 通報に関する意識を高め、利用可能な報告の仕組みの活用を支援するため、内部通報者表彰制度を確立する。

主務官庁は、積載済みコンテナの総重量の強制的な検証に関する SOLAS に基づく要件の遵守を監視するシステムを確立するようさらに奨励されている。

## 2.2 企業の取り組み

海上輸送においてサービスを提供する船舶所有者、海運会社、荷送人、その他の海上輸送業者は、野生生物の密輸を防止し、検知する上で重要な役割を果たしている。サプライチェーンプロセスとコンプライアンス対策の強化を目的とした対策を講じるとともに、警戒を怠らず、何に注意すべきかを知り、リスク分析スキルを向上させ、法執行機関の「目となり耳となって」行動するよう奨励されている。

主務官庁は、関連情報を共有することで、こうした役割をサポートするべきである。汚職レベルの高い国で、または汚職レベルの高い国と取引を行なう場合は、顧客と出荷品に対してデューデリジェンスを実施する必要がある。

企業が果たす役割に応じて、以下の措置を講じるよう奨励されている。

### 2.2.1 セキュリティ強化およびリスク低減

- .1 WCO の認定事業者 (AEO) プログラムやテロ防止のための税関産業界提携プログラム (CTPAT) などのサプライチェーンセキュリティプログラムを実施する。このようなプログラムは、サイバーセキュリティ、貨物セキュリティ、船舶や施設への物理的アクセスの管理にも対処しており、企業は貿易取引の促進による利益を得ながら、不正行為にさらされるリスクを軽減することができる。
- .2 従業員、乗客、ビジネスパートナー、荷送人、荷受人に関するデューデリジェンスおよびスクリーニング手順を実施する (ノウ・ユア・カスタマーおよびノウ・ユア・サプライヤーのベストプラクティスを含む)。新規の

顧客や従業員を受け入れる際には、ノウ・ユア・カスタマーのベストプラクティスを実施し、リスクに基づいたアプローチを取ることは、野生生物の取引のリスクが高いことが知られている国で事業を展開する企業にとって特に重要である。

- .3 国内の法的枠組みに従って、取引データ情報の保存を実施する。
- .4 不審な貨物の検知を促進する貨物スクリーニングツールを導入する。
- .5 野生生物の密輸に関する特定のレッドフラグ指標を、他の形態の密輸品を検知するために既に導入されている企業の貨物リスク評価システムに統合する(付録3を参照)。密輸の傾向、経路、隠匿方法は時間とともに変化する。したがって、企業は常に最新の情報を得る必要がある。企業は、税関などの現地の執行機関に対し、(情報源や方法を損なうことなく) サプライチェーンの関係者と実用的な情報を共有するよう奨励すべきである。
- .6 業務のトレーサビリティと透明性を向上させるために、商取引の電子化および自動化システム(例: 電子船荷証券)の使用を優先する。これにより、不正行為、詐欺行為の可能性、汚職の迅速な検知が可能になる。また、システムの相互運用性の向上を目的とした他のシステムとの統合もサポートしている。
- .7 貨物の物理的完全性、企業施設の安全性、貨物書類のチェックと検証、不審な顧客の行動や潜在的な不正貨物への対応を強化するための標準運用手順を確立する。

### 2.2.2 報告

- .1 汚職行為や違法行為の報告や、海運セクターの内部通報方針の策定を支援するにあたり、利用可能な場合には、国の内部通報制度や匿名窓口を利用する。各職能団体の支援を得て、内部通報方針を策定し、通報措置に関する研修を調整する。

### 2.2.3 協力

- .1 密輸の流れを特定し、阻止するために、主務官庁と協力する。効果的な貨物および乗客のリスク分析および捜査を可能にするため、文書をタイムリーに提供し、積荷目録へアクセスすることで、現地の主務官庁の業務を支援する。リスク分析または能力開発を支援するために、法執行官が積荷目録にアクセスできるようにする。

- .2 野生生物の密輸に関する情報の共有とベストプラクティスの普及など、官民間の協力を強化することを目的とした、地方的、全国的、地域的、国際的なイニシアティブとのネットワークを構築する。
- .3 違法な野生生物取引活動の防止と報告に関する情報とベストプラクティスの共有を促進するために、関連するビジネス専門家団体とネットワークを構築する。

#### 2.2.4 研修および啓発活動

- .1 最新の傾向、隠匿方法、密輸ルート、不審な活動の取り扱いと報告の方法に関する標準運用手順について、従業員、乗員、下請け会社を対象に継続的な能力開発とトレーニングを構築し、実施する。
- .2 不審な貨物の検知を促進するため、貨物スクリーニングツールの導入と使用について従業員を訓練する。
- .3 ビジネスパートナー、顧客、乗客に対し、野生生物の密輸に関連するリスクについての意識を高める。野生生物の密輸に対する対策を企業の社会的責任と安全保障の実践として組み込み、野生生物の密輸と関連する汚職行為に関連するいかなる行為に対してもゼロ・トレランスの企業方針を採用し、これをすべての従業員、協力会社、顧客、乗客に直接伝える。密輸された野生生物の輸送に関する運送約款を見直す。

#### 2.2.5 その他

- .1 野生生物、木材、その他の密輸品の違法取引に対処する上で、海運における利害関係者を支援するために既に開発されているベストプラクティスやツールを導入する（付録4を参照）。
- .2 安全なコンテナに関する国際条約（CSC）が適用されるすべての積載済みコンテナについて、検証された総重量に関する SOLAS 要件を実施する。
- .3 WCO の HS コードに基づいた実施を強化する。

## 付録 1

### ワシントン条約および附属書

1973年に採択され、1973年に発効した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）は、締約国間の法的拘束力のある協定である。2020年12月現在、同条約の締約国は183カ国<sup>11</sup>（182カ国および欧州連合）である。この条約は、野生生物の国際取引が種の存在を脅かさないようにすることを目的としている。ワシントン条約は約38,000種の野生動植物の国際取引を規制している。ワシントン条約の3つの附属書に掲載されている種の標本の取引には、ワシントン条約の許可書または証明書形の公式な取引文書の発行が必要である。

ワシントン条約の附属書は次のとおりである。

- .1 附属書 I には、センザンコウ全8種やアフリカゾウ（ただし、附属書 II に挙げられるボツワナ、ナミビア、南アフリカおよびジンバブエのゾウ個体群は除く）など、国際取引によって絶滅の危機に瀕している種が掲載されている。
- .2 附属書 II には、取引が管理されなければ絶滅の危機にさらされる可能性のある種（ライオン、ラミンとしても知られるゴニユステュルス属などの木材種）、ならびに、附属書 I および附属書 II の絶滅の危機に瀕している種の取引を効果的かつ強制力のあるものにするために取引規制が必要な、いわゆる「類似」種が掲載されている。
- .3 附属書 III には、他のワシントン条約締約国に取引管理の支援を要請している少なくとも1カ国で保護されている種が掲載されている。

条約の全文は、条約ウェブサイト (<https://cites.org/eng/disc/text.php>) で確認できる。附属書は <https://cites.org/eng/app/appendices.php> で参照できる。

ワシントン条約の解釈とは、附属書の特定の植物種に付された注釈のことで、どの部分または派生物がワシントン条約の規制に含まれるか、または除外されるかを示すものである。これは通常、ハッシュタグ (#) と附属書の種名の横の数字で示される。場合によっては、特に動物の場合には、その種に関連する特別な条件がどの個体群に含まれているかを示す他の注記が種に付されることがある。

---

<sup>11</sup> ワシントン条約締約国の一覧

[https://cites.org/eng/disc/parties/chronolo.php?order=field\\_country\\_official\\_name&sort=asc](https://cites.org/eng/disc/parties/chronolo.php?order=field_country_official_name&sort=asc)

ワシントン条約の附属書に掲載されている種およびその掲載日に関する情報は、ワシントン条約のチェックリスト (<https://checklist.cites.org/#/en>)で入手できる。

## ワシントン条約に関する文書の種類

条約の対象となる種の標本の輸入、輸出、再輸出、および海からの持ち込みはすべて、ワシントン条約の許可書または証明書によって承認されなければならない。ワシントン条約の各締約国は、1つ以上のワシントン条約管理当局<sup>12</sup>を指定し、許可制度の管理を担当させ、1つ以上の科学当局を指定し、種の状態に対する取引の影響について、国内のワシントン条約管理当局または他の当局に助言させる。

## 許可書

ワシントン条約の定義と決議 12.3 (CoP18 改正)<sup>13</sup>によると、許可書とは、ワシントン条約管理当局が発行する公式文書であり、附属書 I または II に掲載されている種の標本の輸出、附属書 III に掲載されている種の標本の当該種を掲載してある国からの輸出、または附属書 I に掲載されている種の標本の輸入を許可するものである。許可書が有効となるには、条約の要件および締約国会議の決議に準拠している必要がある。例えば、輸出許可は、その標本が合法的に入手されたものであること、その取引は種の存続に有害ではないこと、附属書 I に掲載されている種については、輸入許可が既に発行されている場合にのみ発行される。

附属書 I に掲載されている種の標本については、輸入締約国の管理当局が輸入許可書を発行する。輸入許可書は、その標本が主として商業目的で使用されるものではなく、輸入がその種の存続に有害でない目的であり、生きている動物の場合には、予定されている受領者が動物を収容し、世話をするための適切な設備を備えている場合にのみ発行されるべきである。

ワシントン条約附属書に掲載されている種の標本が国境を越えるたびに、ワシントン条約文書が必要となる。標本が税関当局の管理下にある場合には、輸送には別途許可は必要ないことに留意する<sup>14</sup>。

---

<sup>12</sup> <https://cites.org/eng/parties/country-profiles/national-authorities>

<sup>13</sup> <https://cites.org/sites/default/files/document/E-Res-12-03-R18.pdf>

<sup>14</sup> ワシントン条約の許可書のサンプル: <https://cites.org/sites/default/files/eng/res/12/E-Res-12-03R16-A2.pdf>

## 証明書

証明書はまた、管理当局が発行する公式文書であり、ワシントン条約の対象である標本のさまざまな取引を許可するために使用される。最も重要な証明書の分類は次のとおりである。

- .1 再輸出証明書
- .2 条約適用前証明書
- .3 原産地証明書
- .4 飼育下で繁殖された動物の証明書
- .5 人工的に繁殖された植物の証明書
- .6 海からの持ち込みの証明書

ワシントン条約の許可書および証明書の詳細については、[https://cites.org/eng/prog/Permit\\_system](https://cites.org/eng/prog/Permit_system) を参照。

## 通知

ワシントン条約事務局は、条約の実施に関する情報および報告を含む通知を締約国に発行する。通知は、紛失または盗難にあった許可書やセキュリティスタンプに関する情報、締約国のより厳しい国内措置の詳細、許可書の停止、予定されている会合その他の事項を公式に伝達するために使用される。

ワシントン条約の通知については、<https://www.cites.org/eng/notif/index.php> に掲載されている。

## 付録 2

### 当局および海運業者が考慮すべき密輸手法の例

**例 1:** 3つのコンテナ内の丸太に隠してあった数百個の象牙とセンザンコウの鱗が、移動式非侵入型スキャナによって検知された。違法な密輸品が丸太をくり抜いて詰められており、ワックスで封印され、隠し蓋が取り付けられていた。貨物は木材として申告されていた。

**例 2:** A国のワシントン条約管理当局は、2013年の附属書掲載以来、シタン（ホンシタン）（*Dalbergia cochinchinensis*）（ワシントン条約附属書 II）のワシントン条約輸出許可書を発行していないことを確認し、通知 No.2017/023 は、いかなる許可書も偽造品であると述べている。しかし、B国は、2013年から2015年の間に毎年A国からシャムローズウッドの製材品と木材を輸入したと報告しており、これらはすべて偽造許可書を使用して行なわれたと考えられる。

**例 3:** C国を拠点とする象牙取引ネットワークは、密輸品を隠すために後部に偽の仕切りを取り付けた一連の特殊改造コンテナを使用していた。そのような改造コンテナが少なくとも3台発見され、中古タイヤ事業に関連していた。押収された書類から、その3台のコンテナは、密輸品を押収したC国-D国を結ぶ同じルートに沿って少なくとも12回移動したことが明らかになった。

**例 4:** E国とF国の間で1.4トンのアフリカゾウの象牙を密輸するために、大型のオープントップ漁船が使用された。

**例 5:** G国からH国へ3,000羽の外国産の鳥と1,960本の丸太を違法に運んでいた7隻の大型オープントップのバーター貿易船が摘発された。

**例 6:** L国の海域で、I国から密輸された10トンの鱗を剥がされた冷凍センザンコウを積んだ大型のオープントップ漁船が拿捕された。

**例 7:** プラスチックスクラップが入っていると申告された40フィートのコンテナから、630キログラムのセンザンコウの鱗と2,660キログラムの水銀が押収された。

**例 8:** 象牙とセンザンコウの鱗は、A地域からB地域に輸送されたコンテナに積まれた数個のタールのドラム缶の中に隠されていた。輸送の性質上、検査は非常に困難であった。

**類似する例:** 象牙やセンザンコウの取引と木材取引の間には高いレベルの収斂があり、野生生物と木材製品の両方を取引する個人もいる。木材は象牙やセンザンコウの密売の隠匿手段としても使われており、20~40フィートのコンテナにまとめて詰められることもよくある。



**隠匿の例:** カシューナッツは、N 国から A 地域の他の国への船便で送られる象牙とセンザンコウの鱗の「詰め物」または隠匿手段として一般的に使用されている。情報によると、象牙とセンザンコウの鱗の袋が輸送コンテナに積み込まれ、さらに隠匿するためにカシューナッツの袋でしっかりと囲まれている。

## 付録 3

### 違法取引の可能性を示すレッドフラグ

不審な貨物のリスク指標の多くは、野生生物の密輸を含むあらゆる形態の密輸に共通している。以下に例を示す。密輸犯は国際的な取引網におけるこうした弱点を悪用することができるため、国や港湾において汚職レベルが高い場合は、重大な包括的レッドフラグと考えるべきである。

#### 1 原産国および/または仕向国にそぐわない商品の出荷

出荷される商品が、その国の技術力や天然資源、あるいは商品の原産地と相容れないように見えることがある。例えば、すでに主要な木材生産国および輸出国である国に出荷される木材などである。

#### 2 重量と外観の不一致

貨物の実際の重量は、船荷証券に記載してある重量と一致しないことがあり、または申告された商品の合理的な重量と著しく異なると思われることがある。同様に、貨物の外観が文書と一致しない場合は、これに注意する必要がある。

#### 3 疑わしい記述または曖昧な記述

商品の説明は曖昧で誤解を招くことがある。野生生物の貨物に関する曖昧な記述の例として、「魚」、「貝殻」、「角」、「ローズウッド」（ローズウッドには多くの種類があり、合法的に取引できるものもあれば、国際取引が禁止されているものもある）などが挙げられる。

#### 4 貨物の価値の明細またはサイズとの不一致

貨物の価値は、船舶に積み込まれる予定の貨物が船積書類に記載されたものと同じであるかどうかについて判断するのに役立つことがある。

#### 5 疑わしい書類

疑わしい書類として、原本ではなくコピーを使用したもの、スペルミスや矛盾があるもの（許可番号や日付が一致しない、請求書が「#1」で発行されているなど）、期限切れの書類、不自然な書式や不鮮明な文字（書類が改ざんされた場合に発生する可能性がある）、文書が改ざんされた形跡があるが正式に副署されていないもの、低品質のドキュメント（例えば、ロゴを切り貼りしたもの）などが挙げられる。

## 6 複数の積み荷にまたがる貨物の分割

貨物の分割は、正当な理由や目的があって行なう場合がある。ただ、それは法執行機関に摘発された場合に損失のリスクを分散させるために密輸犯が使う手口でもある。また、合法的な商品の積み荷の中に少量の違法な積み荷を隠すためにも使用される。違法貨物は、1つの予約で複数のコンテナにまたがっているか、または複数の予約にまたがっている。

## 7 異常な航路（製品および宛先の観点から）

例えば、より直接的なルートが存在するにもかかわらず、複数の経由地を含む長距離で時間のかかるルートで貨物が輸送されている場合や、貨物が商業製品として申告されているが、仕向国における明確な市場価値がない場合など、出荷が商業的に意味のないように見えることがある。犯罪ネットワークはまた、複数の積み替えゾーンを使用して、積み荷の出所を不明瞭にし、監視を混乱させることが知られている。

## 8 出港後の航路の変更

貨物の仕向地の変更や転用は正当な手続きであるが、違法行為または取り締まりを回避しようとする試みの指標である可能性もある。

## 9 船荷証券の切り替え

船荷証券の切り替えは、運送業者または出荷業者が、すでに輸送中の出荷に対して新規の船荷証券を提出するときに発生する。合法的に使用されるこの手続きは通常、独自のサプライチェーン情報を保護することを目的としている。しかし、この慣行は、違法貨物が検査にかけられる可能性を減らしたり、密輸品が押収された場合の捜査を妨げたりするために、積荷港（原産国）、荷揚げ港（仕向地）、貨物の経路に関する情報を不明瞭にするために、しばしば密輸犯によって悪用される。密輸犯が出荷途中の違法貨物を維持するために船荷証券を途中で切り替えるには、運送業者または海運業者と共謀、協力する必要がある。公表された報告によると、共謀した運送業者は、違法貨物の大きさに応じて料金を請求することで知られており、ある業者は密輸されたセンザンコウの鱗 1 キログラムあたり 45 米ドル、象牙 1 キログラムあたり 145 米ドルを請求したと伝えられている。

## 10 正当な理由のない補償状の使用要請

補償状の使用は、例えば、航海が短すぎて船荷証券を発行できない場合には、正当なものである場合がある。補償状により、異なる受取人、荷受人および船荷証券の内容の変更を要求することができるため、船舶所有者にリスクをもたらす。補償状の発行は、急な通知により異なる受取人を使用して取り締まり機関から逃れ、荷揚げ港を変更する方法として利用される可能性がある。

## 11 自由貿易地域および無関税港の利用

輸入、輸出、通過、積み替えの手続きが簡素化され、自由貿易地域や無関税港の管理が緩くなっていることは、こうしたエリアが制裁対象国への違法な輸送や製品の格好の転用先となる可能性がある。

## 12 真の荷送人または受荷主の情報の不開示

住所が架空のものに思えたり（不完全または過度に単純化された住所など）、荷受人の名前が有名大企業と類似していたり、荷受人の住所が申告された商品に関連する事業と一致しない場合がある。

## 13 事業及び製品の最終仕様に関する消極的な情報提供

サービスを初めて利用する荷送人や新規顧客の場合は、貨物の実際の所有権をわかりにくくするために作られたダミー会社ではないかを特定するため、身元や組織の確認について、厳格な審査を行なうべきである。

## 14 土壇場の通関手続きの要求

荷送人が土壇場で通関手続きを要求するのは、時間的要因による税関管理を回避しようとする試みである可能性がある。

## 15 現金での支払

現金支払いは、正当な理由があれば好ましい支払い方法である可能性があるが、電信送金や支払が一般的に使用されているのに多額の金額を現金で支払う希望がある場合などには、違法な取引の兆候である可能性もある。

## 付録 4

### 参考資料

#### ワシントン条約 (CITES)

- .1 Checklist of CITES Species: <https://checklist.cites.org/> ;  
<https://www.speciesplus.net/>
- .2 List of national CITES authorities:  
<https://cites.org/eng/cms/index.php/component/cp>
- .3 Full list of CITES certificates:  
<https://cites.org/sites/default/files/eng/prog/exemptions/SUMMARY-OF-USE-OF-PERMITS-CERTIFICATES-IN-CITES-2018.pdf>
- .4 CITES notifications: <https://www.cites.org/eng/notif/index.php>

#### 野生生物の密輸とレッドフラグ

- .1 Red flag indicators for wildlife and timber trafficking in containerized sea cargo: a compendium and guidance for the maritime shipping sector (TRAFFIC and WWF, 2021): <https://apps5.wwf.org.hk/red-flag-compendium/>
- .2 UNODC – World Wildlife Crime Report, Trafficking in Protected Species, 2020: <https://www.unodc.org/unodc/en/data-and-analysis/wildlife.html>
- .3 United for Wildlife Taskforce Intelligence Bulletins – joint monthly advisories for both Buckingham Palace Declaration and Mansion House Declaration signatories on issues of high concern related to wildlife trafficking and the finance and transport sector (contact: [report@unitedforwildlife.org](mailto:report@unitedforwildlife.org))
- .4 Wildlife Trade Portal – an interactive tool that displays TRAFFIC's open-source wildlife seizure and incident data:  
<https://www.wildlifetradeportal.org/>
- .5 Environmental Investigation Agency Global Environmental Crime Tracker: <https://eia-international.org/global-environmental-crime-tracker/>

## 安全とセキュリティに関する枠組み

- .1 WCO SAFE Framework of Standards to Secure and Facilitate Global Trade:<http://www.wcoomd.org/-/media/wco/public/global/pdf/topics/facilitation/instruments-and-tools/tools/safe-package/safe-framework-of-standards.pdf?la=en#:~:text=The%20SAFE%20Framework%2C%20based%20on,other%20Government%20Agencies%20co%2Doperation>
- .2 WCO Harmonized System codes:  
<https://www.wcotradetools.org/en/harmonized-system>
- .3 Transit handbook: to establish effective transit schemes for LLDCs (WCO, 2014): <http://www.wcoomd.org/-/media/wco/public/global/pdf/topics/facilitation/instruments-and-tools/tools/transit/transit-handbook.pdf?db=web>
- .4 Transit guidelines: route for efficient transit regime (WCO, 2017):  
<https://www.wcoomd.org/-/media/wco/public/global/pdf/topics/facilitation/instruments-and-tools/tools/transit/transit-guidelines.pdf?la=fr>
- .5 Code of practice on security in ports which compliments the provisions of the ISPS Code:  
<https://wwwcdn.imo.org/localresources/en/OurWork/Security/Documents/ILOIMOCODEofPracticeEnglish.pdf>
- .6 International standards on combating money laundering and the financing of terrorism & proliferation, FATF recommendations 2012, updated November 2023: <https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfrecommendations/Fatfrecommendations.html>
- .7 ICCWC Toolkit:  
<https://cites.org/sites/default/files/eng/prog/iccwc/Toolkit%20implementation%20-%20step%20by%20step%20v3.pdf>
- .8 PortMATE – Port/Border Crossing Monitoring and Anti-Trafficking Evaluation Tool:  
[https://www.traffic.org/site/assets/files/16117/portmate\\_categories\\_overview\\_and\\_template\\_sept2021.pdf](https://www.traffic.org/site/assets/files/16117/portmate_categories_overview_and_template_sept2021.pdf)
- .9 Recommendation of the Council on countering illicit trade: enhancing transparency in free trade zones (OECD, 2019):  
<https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0454>

## 輸送サプライチェーンにおける違法な野生生物取引やその他の不正取引を防止するための政府機関や企業の実力開発

- .1 Introductory digital course on CITES:  
<https://www.informea.org/en/introductory-course-convention-international-trade-endangered-species-wild-fauna-and-flora-cites>
- .2 FIATA (International Federation of Freight Forwarders Associations) digital course on the prevention of wildlife trafficking for freight forwarders. The course is available in English, Spanish, French, Chinese, Arabic, Russian and Portuguese:  
<https://training.fiata.org/courses/course-v1:FIA+TRA001+2019/about>
- .3 Ports & the Supply Chain Online Course, Reducing Maritime Trafficking of Wildlife between Africa and Asia by the Institute of Chartered Shipbrokers (ICS) & the UNDP Training Programme:  
<https://www.traffic.org/site/assets/files/16117/ics-undp-ports-training-course-flyer.pdf>
- .4 INTERPORTPOLICE: International Organization of Airport and Seaport Police: <https://interportpolice.org/>
- .5 Due diligence: increasing safety and security throughout the supply chain (TT Club, 2020): <https://www.ttclub.com/-/media/files/tt-club/stop-loss/stop-loss-21---due-diligence.pdf>

## 汚職および内部通報

- .1 Corruption Perceptions Index (Transparency International):  
<https://www.transparency.org/en/cpi/2019/results/tha>
- .2 Targeting Natural Resource Corruption:  
<https://www.worldwildlife.org/pages/tnrc-about-the-project>
- .3 Scaling back corruption: a guide on addressing corruption for wildlife management Authorities (UNODC, 2019):  
[https://www.unodc.org/documents/corruption/Publications/2019/19-08373\\_Scaling\\_Back\\_Corruption\\_ebook.pdf](https://www.unodc.org/documents/corruption/Publications/2019/19-08373_Scaling_Back_Corruption_ebook.pdf)
- .4 Rotten fish: a guide on addressing corruption in the fisheries sector (UNODC, 2019): [https://www.unodc.org/documents/Rotten\\_Fish.pdf](https://www.unodc.org/documents/Rotten_Fish.pdf)
- .5 Maritime Anti-Corruption Network: <https://macn.dk/>

## 国際機関による情報—違法な野生生物取引の撲滅

Updates of additional resources could be found in: <https://www.interpol.int/>,  
<https://www.unodc.org/>, <https://www.fatf-gafi.org/>

- .1 INTERPOL – Environmental Crime:  
<https://www.interpol.int/en/Crimes/Environmental-crime>
- .2 International Consortium on Combating Wildlife Crime (ICWC)  
[https://cites.org/eng/prog/icwc\\_new.php](https://cites.org/eng/prog/icwc_new.php)
  - .1 UNODC's Global Programme on Crimes that Affect the Environment: <https://www.unodc.org/unodc/en/environment-climate/>
  - .2 UNODC-WCO Container Control Programme:  
<https://www.unodc.org/unodc/en/ccp/index.html>
- .3 Wildlife crime status update 2017 (UNODC, 2017):  
[https://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/wildlife/Research\\_brief\\_wildlife\\_su.pdf](https://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/wildlife/Research_brief_wildlife_su.pdf)
- .4 Money laundering and the illegal wildlife trade (FATF, 2020):  
<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Environmentalcrime/Money-laundering-wildlife-trade.html>

## 地域機関—違法な野生生物取引の撲滅

Updates of additional resources could be found in:

- .1 Lusaka Agreement on Co-operative Enforcement Operations Directed at Illegal Trade in Wild Fauna and Flora: <https://lusakaagreement.org/>
- .2 East African Network for Environmental Compliance and Enforcement:  
<https://eanece.org/>

## 各国の取り組み

- .1 United States Customs and Border Protection: Customs Trade Partnership Against Terrorism (CTPAT) – a voluntary public-private sector partnership programme with multi-layered cargo enforcement strategy: <https://www.cbp.gov/border-security/ports-entry/cargo-security/ctpat>



## 共同ガイドライン

- .1 Combatting Illegal Wildlife Trade – A Shared Responsibility:  
[https://www.worldshipping.org/s/Combatting-Illegal-Wildlife-Document\\_-Publication.pdf](https://www.worldshipping.org/s/Combatting-Illegal-Wildlife-Document_-Publication.pdf);  
<https://www.worldshipping.org/protectingwildlife>
- .2 Red Flags for Suspicious Illegal Wildlife Trade:  
[https://www.worldshipping.org/s/Red-flags-Leaflet\\_Publication-Version.pdf](https://www.worldshipping.org/s/Red-flags-Leaflet_Publication-Version.pdf); <https://www.worldshipping.org/protectingwildlife>

この改訂ガイドラインは、WWF ジャパンにより仮訳されました。原文の「Revised Guidelines for the prevention and suppression of the smuggling of wildlife on ships engaged in international maritime traffic」は以下の URL をご参照ください（IMO のウェブサイト）。

[https://wwwcdn.imo.org/localresources/en/OurWork/Facilitation/Facilitation/FAL.17%20\(48\).pdf](https://wwwcdn.imo.org/localresources/en/OurWork/Facilitation/Facilitation/FAL.17%20(48).pdf)